

論文内容の要旨

専攻名	多文化社会学 専攻	氏名	橋場 紀子
題名	韓国人被爆者： 「語り」から見る社会的被害の特徴分析		
<p>論文内容の要旨</p> <p>本論文は、韓国人被爆者 20 人の被爆体験を収録し、その語りから韓国人被爆者が原子爆弾でどのような社会的被害を受けたのかを明らかにしたものである。</p> <p>広島・長崎への原爆投下から 2020 年で 75 年となった。原爆で約 69 万人が被爆し、約 23 万人が 1945 年末までに死亡した。生き残った被爆者も、放射能による後障害など身体的被害や「心の傷」などの精神的被害、さらに暮らしに関わる社会的被害の継続的・複合的な発生に苦しんできた。2019 年 3 月末で、被爆者の平均年齢は 82 歳を超え、その高齢化・少数化は深刻である。被爆者が生きているうちに、被爆体験の収集や核兵器廃絶と平和な世界の構築のために被爆体験の継承が必要である、と国をはじめとする行政機関や市民レベルの取り組みが続いている。</p> <p>原爆被害者全体の約 1 割が朝鮮人被爆者と推計される。本論文では、このうち戦後、韓国に帰国した韓国人被爆者を調査対象としている。日韓両国で韓国人被爆者をめぐる調査・研究は数も量も十分ではない。そこで、本論文では原爆被害や被爆者、それに韓国人被爆者について先行研究を概観した後、2018 年から 2019 年にかけて韓国人被爆者 20 人に直接会って、長時間の調査を行い、その結果を分析した。その際、①韓国人被爆者の被爆体験はどのようなものか、②韓国人被爆者の被爆体験にはどのような社会的被害が表れているか、③韓国人被爆者の社会的被害の特徴と要因はどのようなものかという 3 つのサーチ・クエスチョンを設けた。調査対象者は、筆者が報道記者として約 20 年間、韓国人被爆者を取材している経験や積み重ねた信頼関係に基づき選別したものであり、その結果信頼性の高いインタビューを行うことができた。</p> <p>調査の結果、①サーチ・クエスチョン 1 について韓国人被爆者と日本人被爆者の被爆体験には次のような違いがあることが明らかになった。1) 語りの構成では、韓国人被爆者は原爆投下以前が語りの起点であり、原爆投下前の話の分量が相対的に多いこと、2) 内容については被爆距離や地名が欠落している、3) 放射能や被爆治療の言及が少ないこと、4) 核兵器保有を容認する考えを持つこと、5) 被爆体験を語ることに消極的であること、の 5 点である。</p> <p>次に、②サーチ・クエスチョン 2 の韓国人被爆者の社会的被害について、差別や貧困、治療・教育・労働の機会の喪失や遅れなどに分類して詳細な内容が明らかになった。</p>			

日本の被爆者の社会的被害と比較した結果、韓国人被爆者には1) 結婚差別に関してはその表出時期に違いがあった、2) 貧困で治療や教育の機会を失ったり、治療の機会を失ったことでけがの治癒が遅れたり新たな疾病に罹患したり、と社会的被害と身体的被害が継続的に関係していた、3) 日本在住の被爆者と比べて援護において差別された、との特徴があることがわかった。

次に③リサーチ・クエスチョン3についてその背景となった要因として、1) 差別の表出時期の差は、被爆者や放射能に関してメディア等での情報伝達時期の遅れであり、日本人被爆者は自分自身の結婚時に差別されたのに対し、韓国人被爆者は2世である子ども世代の結婚時に差別された、2) と3) については援護制度上の不平等が常態化していたことが共通の要因として考えられる。日本では1957年から法の下に、被爆者援護の制度が始まり、被爆者は医療給付や金銭的な援助を受けた。しかし、1974年に出国によって被爆者援護の受給権を打ち切るとの厚生省の局長通達が出された。その通達が2003年に廃止されるまで、韓国人被爆者には援護の格差が生じ、援護制度上の不平等が常態化していた。2003年以降も医療費助成の金額等で格差が残っている。以上のことから、韓国人被爆者の社会的被害の要因は、放射線障害と被爆医療に関する情報不足、そして援護制度上の不平等の長期にわたる継続が主なものと結論付けた。

しかし、本論文では、韓国人被爆者の被害について詳細な実態や形成過程、要因については分析に至らなかった。今後、さらに韓国人被爆者の被爆体験、語りを詳細に分析する必要がある。また、日韓の政治・歴史・社会的な側面からも、韓国人被爆者の語りを検討することが韓国人被爆者の社会的被害の解明につながると考える。